

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号
 一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採 水 場 所	①津久茂公園						
採水年月日時	2025 年 6 月 19 日 9時15分			天 候	[前日] 晴 [当日] 晴		
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 26.2℃ [水温] 24.5℃		
採 水 者 所 属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採 水 者 名	山本 あかね		
受 付 日	2025 年 6 月 19 日			検 査 期 間	2025 年 6 月 19 日 ～ 2025 年 6 月 25 日		
検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等	検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.027	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.011	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	プロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.010	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	6.9	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.5	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.017	0.06以下	色度	度	0.5	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.30	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検 査 責 任 者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所	②美能松原公園						
採水年月日時	2025 年 6 月 19 日 11時15分			天 候	[前日] 晴 [当日] 晴		
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 28.1℃ [水温] 27.0℃		
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採水者名	山本 あかね		
受付日	2025 年 6 月 19 日			検査期間	2025 年 6 月 19 日 ~ 2025 年 6 月 25 日		
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.011	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.004	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.005	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	5.5	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.4	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.005	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.43	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号
一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所 ③鹿川小学校							
採水年月日時 2025 年 6 月 19 日 12時15分				天 候 [前日] 晴 [当日] 晴			
水の名称及び種類 給水栓水 浄水				採水時の温度 [気温] 29.1℃ [水温] 23.2℃			
採水者所属 一般財団法人 広島県環境保健協会				採水者名 山本 あかね			
受付日 2025 年 6 月 19 日				検査期間 2025 年 6 月 19 日 ~ 2025 年 6 月 25 日			
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.027	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.013	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.018	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	7.5	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.11	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオオキシ	mg/L	---	0.0001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.0001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.4	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.08	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.017	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.008	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.52	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定 上記検査項目については、水質基準に適合する。							
検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司							

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号
一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採 水 場 所	④三高小学校						
採水年月日時	2025 年 6 月 19 日 10時25分			天 候	[前日] 晴 [当日] 晴		
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 27.5℃ [水温] 22.8℃		
採 水 者 所 属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採 水 者 名	山本 あかね		
受 付 日	2025 年 6 月 19 日			検 査 期 間	2025 年 6 月 19 日～2025 年 6 月 25 日		
検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等	検 査 項 目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.006	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.002	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.003	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	5.4	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.3	6.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.07	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.002	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブromokクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.59	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検 査 責 任 者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号
一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所 ⑤鹿田公園							
採水年月日時 2025 年 6 月 19 日 11時45分				天 候 [前日] 晴 [当日] 晴			
水の名称及び種類 給水栓水 浄水				採水時の温度 [気温] 28.2℃ [水温] 23.5℃			
採水者所属 一般財団法人 広島県環境保健協会				採水者名 山本 あかね			
受付日 2025 年 6 月 19 日				検査期間 2025 年 6 月 19 日 ~ 2025 年 6 月 25 日			
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.031	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.011	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.009	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.018	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	8.0	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.6	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.09	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.017	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.005	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.38	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定 上記検査項目については、水質基準に適合する。							
検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司							

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

広島県水道広域連合企業団 様
(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号
一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所	⑥大君公園						
採水年月日時	2025 年 6 月 19 日 12時45分			天 候	[前日] 晴 [当日] 晴		
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 31.0℃ [水温] 25.8℃		
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採水者名	山本 あかね		
受付日	2025 年 6 月 19 日			検査期間	2025 年 6 月 19 日 ~ 2025 年 6 月 25 日		
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.028	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.012	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.018	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	7.9	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.6	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.08	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.017	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.21	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

広島県水道広域連合企業団 様
(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号
一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所 ⑦切串ふれあい公園							
採水年月日時	2025 年 6 月 19 日 8時25分			天 候	[前日] 晴 [当日] 晴		
水の名称及び種類	給水栓水 浄水			採水時の温度	[気温] 26.2℃ [水温] 23.0℃		
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採水者名	山本 あかね		
受付日	2025 年 6 月 19 日			検査期間	2025 年 6 月 19 日 ~ 2025 年 6 月 25 日		
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.024	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.015	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	—	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.007	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	—	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.010	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	—	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	—	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	—	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	—	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	—	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	—	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	—	10以下	塩化物イオン	mg/L	6.7	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.11	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	—	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	—	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	—	500以下
四塩化炭素	mg/L	—	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05以下	ジオスミン	mg/L	—	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	—	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	フェノール類	mg/L	—	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	—	0.01以下	pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.015	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.010	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.40	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	—	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。